

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省 令第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 郡司 彰

経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年 財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省 令第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条第五号中「関する事項」の下に「（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平

成十九年法律第三十九号) 第十一条第二項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号) 第十一条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証(以下「特例海外債務保証」という。)に関する事項を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 特例海外債務保証に関する事項

イ 保証する貸付債権

(1) 貸付けの相手方

(2) 貸付金の使途

(3) 償還期限

ロ 債務の保証の範囲

ハ 債務の保証の限度額

ニ 債務の保証の料率

ホ イからニまでに掲げるもののほか、特例海外債務保証に関し必要な事項

附 則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。